

船舶事故調査報告書

平成23年9月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年1月28日 07時05分ごろ～09時20分ごろの間）
発生場所	不明（北海道函館市山背泊 ^{やませどまり} 漁港の南方沖200m付近～700m付近の間）
事故調査の経過	平成23年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{しょうえい} 正栄丸、0.7トン HK3-103669（漁船登録番号）、個人所有 6.03m(Lr)×1.69m×0.65m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和59年5月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月27日 免許証交付日 平成20年12月17日 (平成26年10月11日まで有効) 甲板員 女性 69歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	船外機濡損
事故の経過	本船は、早朝から連吹していた南東風がいくらか収まったため、船長及び甲板員が乗り組み、ほていうお刺し網漁の目的で平成23年1月28日07時00分ごろ、僚船3隻と共に、山背泊漁港を出港した。 出港した4隻のうち、遅れて出港した僚船（僚船A）の船長は、07時05分ごろ、山背泊漁港の南方沖200m付近の場所において、船長が船外機で操船に当たり、甲板員が人力で網を引き揚げている本船を目撃した。 僚船Aは、再び南東風が強まってきたため、自船が1人乗り組みであったことから、揚網は無理と判断して山背泊漁港に引き返した。 自宅に戻った僚船Aの船長は、荒天下に揚網していた本船のことが気になり、再び山背泊漁港に赴いたところ、揚網に要する時間は1時間程度であるのに、いまだ本船が帰港していないことに気付き、08時50分ごろ、所属する漁業協同組合にその旨を報告した。 報告を受けた漁業協同組合は、09時10分ごろ、所属船4隻により本

	<p>船の捜索を開始するとともに、海上保安庁に通報した。</p> <p>捜索中の所属船は、09時20分ごろ山背泊漁港の南方沖700m付近において、海上に浮いている船長及び甲板員、次いで転覆状態の本船を発見し、所属船が船長及び甲板員を救助したものの、両人とも意識不明の状態であった。</p> <p>船長及び甲板員は、病院に搬送されたが、既に死亡していることが確認され、低温暴露によるショック死と検案された。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて山背泊漁港へ帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 吹雪、風向 南東、風速 約10m/s、視界 不良、気温 約-1℃</p> <p>海象：波向 南東、波高 約2m、水温 約9℃</p> <p>特記事項：風雪注意報発表中</p>	
その他の事項	<p>船長及び甲板員には、外傷やロープ等が絡んだ跡は見られなかった。</p> <p>ほていうお刺し網漁の操業形態は、夕方、1か所のみ投網し、翌朝に揚網するものであった。</p> <p>本船は、ふだんから、船長が船尾で船外機を操作し、甲板員が人力で網を揚げていた。なお、揚網した網は、魚が絡んだまま船内にバラ積みしていたが、網を含むその重量は、復原性に影響を与えるものではなかった。</p> <p>船外機は、チルトアップした状態であり、スクリュプロペラには、本船の網が幾重にも絡まっていた。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長及び甲板員は、多年にわたり事故発生場所周辺海域で操業を行っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、07時05分ごろ山背泊漁港南方沖200m付近で揚網中のところを僚船により目撃され、09時20分ごろ山背泊漁港南方沖700m付近において転覆しているところを発見されることにより、この間において、船外機のスクリュプロペラに絡網したことから、航行不能となった状態で横波を受け、転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長及び甲板員の死因は、いずれも低温暴露によるショック死であった。</p> <p>船長及び甲板員は、絡網した網の除去作業時又は転覆時に落水した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、風速約10m/sの南東風が吹く状況下、本船が、山背泊漁港南方沖で操業中、船外機のスクリュプロペラに絡網したため、航行不能となった状態で横波を受けて転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	